

- ◎新潟県訓令第2号
- ◎新潟県議会訓令第2号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号
- ◎新潟県監査委員訓令第2号

本 庁
地 域 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
新 潟 県 議 会 議 長 佐 藤 純
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 氏 家 信 彦
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 八 木 浩 幸

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（健康診断の実施）</p> <p>第4条 事業所の長は、次の各号に掲げる健康診断を、それぞれ当該各号に定めるところにより実施しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 臨時健康診断 事業所の長が、<u>感染症</u>の発生のおそれがある場合その他必要と認める場合において、必要と認める職員に対し、必要な方法により臨時に実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（健康管理区分の決定）</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、<u>第15条第1項に規定する健康診断結果一覧表</u>により職員の健康管理区分を決定しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">（記録管理）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、健康診断結果一覧表を5年間（別表第3の2の項及び4の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については30年間、別表第3の8の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については石綿等を取り扱う業務に従事する職員及び当該業務に</p>	<p style="text-align: center;">（健康診断の実施）</p> <p>第4条 事業所の長は、次の各号に掲げる健康診断を、それぞれ当該各号に定めるところにより実施しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 臨時健康診断 事業所の長が、<u>伝染病</u>の発生のおそれがある場合その他必要と認める場合において、必要と認める職員に対し、必要な方法により臨時に実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">（健康管理区分の決定）</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、<u>医師の作成した健康診断結果表又は診断書その他の書類</u>により職員の健康管理区分を決定しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p style="text-align: center;">（記録管理）</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 事業所の長等は、健康診断結果一覧表を5年間（別表第3の1の項及び3の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については30年間、別表第3の7の項検査の項目の欄に掲げる検査に係る健康診断結果一覧表については石綿等を取り扱う業務に従事する職員及び当該業務に</p>

従事させたことのある職員が常時当該業務に従事しないこととなつた日から40年間) 保存しなければならない。

3 (略)

(報告)

第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 別表第3の区分1から6まで及び8の検診を実施した場合

2 (略)

別表第3 (第4条関係)

特殊定期健康診断

区分	対象者	検査の項目	備考
<u>1</u> じん肺 検診	常時粉じん作業に従事する職員	じん肺法(昭和35年法律第30号)第3条第1項各号に掲げる検査	年1回
<u>2</u> (略)	(略)		
<u>3</u> (略)	(略)		
<u>4</u> (略)	(略)		
<u>5</u> (略)	(略)		
<u>6</u> (略)	(略)		
<u>7</u> (略)	(略)		
<u>8</u> (略)	(略)		
<u>9</u> (略)	(略)		
<u>10</u> (略)	(略)		
<u>11</u> (略)	(略)		

従事させたことのある職員が常時当該業務に従事しないこととなつた日から40年間) 保存しなければならない。

3 (略)

(報告)

第18条 事業所の長は、次の各号に掲げる場合に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)その他衛生に関する厚生労働省令の定めるところにより、新潟県人事委員会が定める労働基準監督機関の職権区分に従い、新潟県人事委員会又はそれぞれの事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に報告書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 別表第3の区分1から3まで、6及び7の検診を実施した場合

2 (略)

別表第3 (第4条関係)

特殊定期健康診断

区分	対象者	検査の項目	備考
<u>1</u> (略)	(略)		
<u>2</u> (略)	(略)		
<u>3</u> (略)	(略)		
<u>4</u> (略)	(略)		
<u>5</u> (略)	(略)		
<u>6</u> (略)	(略)		
<u>7</u> (略)	(略)		
<u>8</u> (略)	(略)		
<u>9</u> (略)	(略)		
<u>10</u> (略)	(略)		